

「動物との共生」を、もう一度考えよう 9月20日~26日は「動物愛護週間」です

動物を大切にする「愛護」や、マナーを守った飼い方について知っても らうことを目的に「動物愛護週間」が設けられています。

動物を飼っている方も、飼っていない方も、この機会に、動物との共生 について、改めて考えてみましょう!

▶環境政策課 ☎ 23-3541





◆ふんは、後始末を!

散歩中のふんは放置せず、持ち帰りましょう。

◆犬の放し飼いはやめよう!

愛犬が事故にあった り、人にケガをさせたり するかもしれません。リー ドなどでつないで飼いま しょう。



◆狂犬病の注射は、忘れずに

犬は狂犬病予防法による登録が必要です。 年に1度の予防注射も忘れずに。



猫と暮らす方へ

◆室内で飼おう

屋外で飼うと、ふん尿 をしたり、近所の庭を荒 らしてしまう可能性があ ります。事故や感染症 の予防もできる室内飼 いがおすすめです。



◆不妊・去勢手術を考えよう

猫は1回の出産で4~5匹の子猫を生みます。飼え ない子猫が生まれないように、不妊・去勢手術を考え ましょう。



飼っている人も、飼っていない人も

◆無責任な餌やりはやめよう!

「かわいそうだから」と、むやみに猫へ餌をあげると、ご近所トラブルの原因と なることがあります。餌をあげるのであれば、「片付け」「猫用トイレの設置と管 理」「不妊・去勢手術をする」など、飼い猫と同じように「責任」を持ちましょう。

◆動物を捨てたり、虐待することは「犯罪」です

犬や猫などの「愛護動物 | を捨てたり(遺棄)、虐待したりすると、1年以下の 懲役または100万円以下の罰金となります。また、正当な理由なく動物を殺傷す ると5年以下の懲役または500万円以下の罰金となります。

動物を一度飼ったら寿命まで飼い続けましょう。

飼っている動物も、その他の動物も、傷つけることはやめましょう。

動物も人も み~んなが 幸せに暮らせると いいね!

